

牛乳供給業務委託契約書

湖西市長 影山剛士（以下「甲」という。）と●●●●（以下「乙」という。）は、湖西市立鷺津幼稚園、湖西市立白須賀幼稚園、湖西市立新所幼稚園及び湖西市立知波田幼稚園（以下「市立幼稚園」という。）の給食に供する牛乳の供給業務に関する委託契約を、以下のとおり締結する。

（趣旨）

第1条 この契約は、市立幼稚園への牛乳の供給業務を、適正かつ円滑に行うことについて必要な事項を定める。

（規格）

第2条 乙が、甲に供給する牛乳の成分規格、包装及び表示等は、乳及び乳製品の成分規格などに関する省令（昭和26年厚生省令第52号）に定めるところによる。

（納入）

第3条 乙は、牛乳を、甲が定める日時までに、甲が予め指示する数量及び場所に納入する。

2 甲は、前項の指示に変更があるときは、当該日の2日前までにその旨を乙に通知する。

（納品書及び現品受領書）

第4条 乙は、甲に牛乳を納入するときは、納品書を甲に提出する。

2 甲は、乙から納品書が提出されたときは、乙に、現品受領書を手交する。

（品質保持及び衛生）

第5条 乙は、牛乳の納入にあたっては、その品質保持及び衛生的取り扱いに十分配慮する。

（供給期間）

第6条 乙が、甲に牛乳を供給する期間は、令和4年4月1日から令和7年3月31日までとする。

（供給数量）

第7条 乙が、甲に供給する牛乳の数量は、前条の期間における市立幼稚園在園児の平均人数（供給対象人員）215人、供給日数66日との積による180ml換算本数を基準とする。

（納入価格）

第8条 乙が、甲に供給する牛乳の包装形態及び容量あたりの納入価格は、次の各号に掲げる価格（消費税及び地方消費税を除く。）とする。

- (1) 紙パック（ビン装）180 ml 当たり ●●●円
- (2) 紙パック 500 ml 当たり ●●●円
- (3) 紙パック 1,000 ml 当たり ●●●円

2 前項の規定による価格には、法定の消費税及び地方消費税が加算されるものとする。
(受領確認)

第9条 甲は、当該月分の受領数量について受領確認証を作成し、乙の確認を受けるものとする。

(代金の請求及び支払い)

第10条 乙は、第8条の規定による納入価格と供給数量とに基づいて計算した牛乳代の請求書を、甲の指定する期日までに甲に提出する。

2 甲は、前項の請求があったときは、納入数量等を確認し、乙が指定する方法により支払うものとする。

(解除)

第11条 甲は次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

- (1) 乙が、●●県牛乳普及協会の牛乳供給業者の選定の取り消しを受けたとき
- (2) 乙が、この契約に関する業務を履行しない、又は履行する見込みがないとき
- (3) 乙が、食品衛生関係法令に違反したとき
- (4) 甲が、乙から牛乳の供給を受ける必要がなくなったとき
- (5) 乙から契約を解除したい旨の申し出があったとき

(契約期間)

第12条 この契約の期間は、令和7年3月31日までとする。

(その他)

第13条 この契約に定めのない、又は疑義を生じた事項については、甲乙協議して定める。

この契約を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を所持する。

令和4年4月1日

甲 湖西市吉美3268番地

湖西市長 影山 剛士

乙 ●●県●●市●●番地

●●●●